
**QA8-18 乳児用食品の対象となる乳児の年齢の範囲を教えてください。
また、乳児と乳幼児は、対象となる年齢の範囲が違うのですか。**

A

- ① 乳児用食品の対象となる乳児の年齢については、児童福祉法等に準じて1歳未満としています。
- ② 乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。
- ③ 乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。
- ④ 乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 68ページ「食品区分について【参考】」

下巻 第8章 69ページ「「乳児用食品」「牛乳」の区分について【参考】」

下巻 第8章 85ページ「ウェブサイトでの情報提供」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：平成24年7月5日

本資料への収録日：平成29年3月31日